

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、国民年金は20歳以上60歳未満の方に加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

※20歳前に就職して厚生年金や共済組合に加入中の方は手続き不要です。また、厚生年金や共済組合に加入中の配偶者に扶養されている方は配偶者の勤務先にご確認ください。

<p>Q. 国民年金の手続きは、いつ、どこですか？</p> <p>A. 誕生日が近づくと年金機構より届書が郵送されます。必要事項を記入のうえ、20歳になったら住民票の住所地の国民年金担当窓口へ提出してください。</p>	<p>Q. 毎月の保険料はいくら？</p> <p>A. 月額 16,490 円(平成29年度)です。保険料を早めに納めることにより保険料が割引になる前納制度もあります。</p>
<p>Q. どんなときに年金が受取れるの？</p> <p>A. 国民年金には、年をとったときに受取れる【老齢年金】のほか、病気や事故で障害が残ったときに【障害年金】が受取れます。また【遺族年金】は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受取れます。 ※手続きをしないと上記の年金を受取れなくなる場合があります。</p>	<p>Q. 毎月 16,490 円は払えない。どうすればいいの？</p> <p>A. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請により保険料の納付が猶予または免除される制度があります。 【学生納付特例制度】学生の方が対象です。申請には、学生証のコピーまたは在学証明書、印鑑が必要です。 【納付猶予制度】学生でない20歳以上50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。</p>

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日 **1月23日(火) 毎月第4火曜日**
 相談場所 市立市民学習センター 102研修室
 相談時間 10:00～12:00、13:00～15:00
 ※要予約 1月10日(水)から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。
予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日 **1月25日(木) 毎月第4木曜日**
 相談場所 浜田年金事務所
 相談時間 13:00～16:00
 ※要予約 1月17日(水)まで
 予約方法 電話またはFAX ※代理可
 (記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)

〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくともスムーズに相談できます。

美都総合支所庁舎の耐震化工事に伴う執務室の移転について

美都総合支所庁舎の耐震化工事に伴い、住民福祉課は隣接する別館へ一時的に移転していましたが、1月15日(月)からもとの執務場所に戻る予定です。

なお、総合支所全体の工事完了予定日は2月末頃となる見込みで、貸館は工事完了後から開始します。

(美都庁舎周辺見取り図)

